明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務二二四～二三〇）　一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同二三一～二三三）　七
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同二三四）　八
○平成二十三年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を定める件（文部科学一一七）　九
○平成二十四年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を定める件（同一一八）　一〇
〔公　告〕
官庁
諸事項
入札、競争参加者の資格関係　三
裁判所
破産、免責、会社更生、再生関係　一四
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一五
地方公共団体
行旅死亡人関係　一六
会社その他
会社決算公告　一六

告示

○財務省告示第二百二十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年六月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年七月五日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百五回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆四千百二十二億円

ロ　非競争入札発行　額面金額で二兆四千百二十二億円のうち、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二兆二千二百二十三億四十五万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千八百九十八億九千九百五十五万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二十七億円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千八百四十四億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で三千四百七十一億円

ロ　非競争入札発行　二兆四千百三十四億七千五百六十三万円

二十七億百四十三万千円